

越監公表第17号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、市長及び教育委員会教育長から令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年9月30日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 浅 古 高 志

越谷市監査委員 小 林 成 好

令和5年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

令和6年(2024年)7月1日現在

1. 包括外部監査契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
2. 越谷市包括外部監査人	藤原 拓也(公認会計士)
3. 特定の事件(テーマ)名	「情報システムに関する事務の執行について」
4. 監査対象課	危機管理室、行政デジタル推進課、財政課、公共施設マネジメント推進課、市民税課、資産税課、収納課、人事課、契約課、工事検査課、庁舎管理課、市民課、生活福祉課、障害福祉課、介護保険課、子ども福祉課、青少年課、健康づくり推進課(新型コロナワイルスワクチン接種対策室)、国保年金課、感染症保健対策課、生活衛生課、経済振興課、道路総務課、營繕課、都市計画課、市街地整備課、会計課、図書館、学校管理課、学務課、教育センター
5. 監査結果での指摘件数	71件(指摘:25件 意見:46件)
6. 指摘事項と講じた措置状況	表のとおり

(1)表中の凡例

- 頁 ▶ 【令和5年度 越谷市包括外部監査報告書】の中で包括外部監査人が指摘した内容が記述されているページ数

(2)表の【指摘の区分】欄に掲げた用語の意味

- 指 摘 ▶ 改善・是正に取り組むべきもの
- 意 見 ▶ 組織及び運営の合理化の観点から改善の検討を求めるもの

(3)表の【措置の状況】欄に掲げた用語の意味

- 改 善 済 ▶ 包括外部監査人からの指摘・意見の内容に沿うよう改めたもの又は改めたと見なせるもの
- 検 討 中 ▶ 包括外部監査人からの指摘・意見の内容について対応を検討中のもの
- 現状維持 ▶ 包括外部監査人からの指摘・意見の内容について現状のままとしたもの

目次

I. 総論	1
II. 各論	7
1.個人住民税システム	7
2.内部事務システム	9
3.RPA	10
4.庁内系ネットワーク	11
5.災害情報管理システム	12
6.公共施設マネジメントシステム	14
7.福祉総合システム	15
8.介護保険システム	17
9.国民年金システム	19
10.保健所総合システム	20
11.融資システム	21
12.都市計画支援システム	22
13.図書館システム	23
14.学事システム	24
15.学校系システム・ネットワーク	25

I. 総論

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
1	38~42	意見1	全庁的なコストの把握について	行政デジタル推進課	地方自治体の基幹業務システムについてのガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行と情報システムの運用経費の削減のため、情報システムに関する支出をその内容ごとに全庁的に集計して、越谷市としての情報システムに係るコストを把握する必要がある。	情報システムの運用経費の削減を目的としたシステム情報の管理方法につきましては、現在、情報収集・集計及び管理方法が確立しておりません。令和8年に予定している地方自治体の基幹業務システムについてのガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行と合わせ、全庁的横断的かつ継続性のある取組方法を検討してまいります。	検討中
2	42~43	意見2	ソフトウェア管理台帳の整備について	行政デジタル推進課	全庁的なソフトウェアの有効な管理、ライセンスコンプライアンスの確保、セキュリティの向上、ソフトウェアの効率的な利用のため、ソフトウェアの管理に必要な情報を網羅したソフトウェア管理台帳の整備を行うべきである。	ソフトウェアの管理については、越谷市情報セキュリティポリシー共通実施手順6.1.10(2)において、「ソフトウェアインストール許可申請書にてシステム管理者に許可を得ること」として、行政デジタル推進課において申請書を保管しております。 また庁内LAN及び業務系ネットワークにおいては、各端末にインストールされているソフトウェアの情報を一括して抽出することが可能です。 ただし上記情報には、元となる契約や使用用途までは記録されていないことや、行政デジタル推進課で管理していない独自ネットワークの情報もあります。 情報収集の方法や管理項目の検討を進めた上で、令和6年度中に全庁的なソフトウェアの管理台帳の整備を進めてまいります。	検討中

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
3	43~44	意見3	財務報告について	行政デジタル推進課	地方自治体の財務書類についての統一的な基準に基づき、適切に財務書類を作成するため、財務会計の勘定科目を適切に設定し、ソフトウェアを貸借対照表に資産として計上する必要がある。	「統一的な基準による地方公会計」の取扱いでは、ソフトウェアは、当該地方公共団体が所有等をするものについて、固定資産として計上するものとされております。このため、事業者所有のシステムを使用している、本市の主な基幹システムにつきましては、費用として整理しております。 今後につきましても、当該取扱いに準拠し、適切な財務書類の作成に努めてまいります。	現状維持
4	44~45	意見4	越谷市情報化推進計画(導入時期)について	行政デジタル推進課	同計画の個別施策には、当該施策に必要な情報システムの導入に必要なコストとその時期を予測し、適切な予算を作成するため、その導入予定時期を明記すべきである。	個別施策の取組内容や導入するシステムによっては、短期間の検討により導入時期が予測できるものもありますので、時期を明記しております。しかし、中長期的な検討が必要なシステムにつきましては、時期の明記が難しいものもあります。次期計画策定の検討を行う令和7年度に、システム導入予定時期や管理办法の記載について検討してまいります。	検討中
5	46~47	意見5	越谷市情報化推進計画(目標達成の進捗状況)について	行政デジタル推進課	同計画の進捗管理のため、各施策についてのその運用状況の目標(手続数、処理件数のうち実施された割合等)及び目標達成時期を明記すべきである。	同計画は、令和3年度から7年度までの5年計画であるため、次期計画策定の検討を令和7年度に行う予定です。現行の計画にも、個別施策ごとに現状・課題の記載に対して、達成目標や評価指標を設けて、進捗を図っているところですが、次期計画策定時にはより分かりやすい記載の方法についても検討を進めてまいります。	検討中

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
6	47~48	指摘1	資料の保存について	行政デジタル推進課	行政デジタル推進課あるいは所管課は、各システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	新規システムを導入する場合は、各種資料について保存期間終了時期に継続して保管するか破棄するかを随時確認し、必要資料を適切に保管してまいります。	改善済
7	48~49	意見6	所管課の明確化について	行政デジタル推進課	情報システムに関する意思決定、セキュリティ、リソースの効果的な利用の観点から、各情報システムについて、適切な所管課及び責任者を設定する必要がある。	毎年年度当初の4月に各課に照会をかけ、情報システムの所管課等を一覧化しています。今後、標準化システムへの切り替えに合わせ、実態と異なるものがないか、ユーザーIDの棚卸と合わせて見直しを検討してまいります。	検討中
8	49~50	意見7	業務改善への取組について	行政デジタル推進課	情報システムのユーザー部門は、情報システムを利用した業務処理の見直しを継続的に行い、業務改善を通じた行政運営の高度化を達成する必要がある。	業務システムの標準化を見据え、令和6年度8~9月に業務改善を視野に入れたBPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)研修を実施することとしております。その研修では、具体的な業務を例にとり、業務改善の演習を行います。研修を踏まえ、各所属で継続的に業務の見直しが行われ、改善を通じた行政運用の高度化が図られるよう取り組んでまいります。	改善済

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
9	50~51	意見8	行政デジタル推進課の人員構成について	行政デジタル推進課	越谷市は、継続的に情報システムに精通した人材を確保する必要があり、そのための対策として、民間企業のシステム開発経験者あるいは社内情報システムの中途採用や一定期間におけるスキルの蓄積を検討する必要がある。	<職員育成> リモートラーニングや研修の受講など、職場内の知見の共有を通じて、育成を継続してまいります。 <職員採用> 民間企業経験者の採用や他部門での経験者の確保につきましては、過去に採用実績があります。今後につきましても国の人材確保支援策等も考慮しながら、関係部門と連携して進めています。	改善済
10	51~52	意見9	情報システム導入の効果の継続的な検証について	行政デジタル推進課	重要な情報システムについては、定期的に事後的な効果測定を行い、トータルコストの観点からシステムの更新を検討するための判断を行うべきである。	導入時と導入初年度の費用は現時点でも検討の上判断しております。ただし、翌年度以降の情報システムの運用経費の削減を目的としたシステム情報の管理方法につきましては、現在、情報収集・集計及び管理方法が確立しておりません。機器更新時には継続可否の判断の機会を設けているものの、定期的には継続可否の検討ができていないため、今後は定期的に検討する機会を設けてまいります。	改善済
11	52~53	意見10	情報システムの投資計画について	行政デジタル推進課	計画的な情報システムへの投資と情報開示の観点から、戦略的かつ持続可能な情報システムの投資計画を具体的に作成し、情報化推進計画において開示すべきである。	個別施策の取組内容や導入するシステムによっては、短期間の検討により導入時期が予測できるものもありますので、時期を明記しております。しかし、中長期的な検討が必要なシステムにつきましては、時期の明記が難しいものもあります。次期計画策定の検討を行う令和7年度に、システム導入予定期や管理方法の記載について検討してまいります。	検討中

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
12	54	意見11	保守費の効果の検証について	行政デジタル推進課	情報システムの責任者は、定期的に、情報システムについての保守費の効果を検討し、当該保守費用が期待どおりの効果を上げているかどうかを確認し、必要に応じて委託先との調整や改善を行うことが必要である。	現在、各種システムについて定期的に行っていいる運用定例会や必要に応じて設けた機会において、保守の内容やその効果、改善要望を委託先と協議しております。 今後も保守費の効果も含め、継続して協議を進めてまいります。	現状維持
13	55	意見12	長期にわたる随意契約による保守契約(令和元年度の指摘に対する改善状況)について	行政デジタル推進課	令和元年度の包括外部監査の指摘を受け、越谷市では随意契約の乱用の防止に向けて取り組んでいるが、情報システムの運用保守契約については、その取引内容から例外的な取扱いとなっている。運用保守契約についても、随意契約の乱用の防止の観点より、保守契約の更新の際に根拠資料を保存し、当該システムを利用した業務委託や研修については、運用保守契約とは別の契約として、入札を行う等の手続を検討する必要がある。	毎回契約前には見積精査として、作業内容・工数・費用感等について事業者を交え確認を行っております。 業務委託や研修等につきましては、通常の保守契約と切り分けて別事業者と契約する方法も考えられますが、システムの提供事業者と同等レベルの知識・理解・品質を持つ別事業者の選定が困難な状況です。今後も業務内容に応じて適宜判断してまいります。 直接契約時に使用しない資料であっても、契約更新時の会議記録等については今後保存を行ってまいります。	現状維持
14	55~56	意見13	情報セキュリティ監査の結果の開示について	行政デジタル推進課	情報セキュリティ監査の結果について、地方公共団体における情報セキュリティガイドラインにしたがって、情報セキュリティ確保に配慮したうえで、情報セキュリティ監査の結果を開示することを検討すべきである。	外部監査結果の開示については、指摘内容や所属名称を明かすことがセキュリティリスクとなる可能性もあります。公開する情報の範囲については他市の動向なども確認しつつ、越谷市として開示のリスクも鑑み、セキュリティ委員会で引き続き検討してまいります。	検討中

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
15	56~57	指摘2	ユーザーIDリストの棚卸について	行政デジタル推進課	<p>所管課は、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。</p> <p>また、アクセス管理とセキュリティ、コンプライアンスの観点からも重要である。</p>	<p>行政デジタル推進課で所管する府内LANネットワーク、基幹業務系システム、内部事務システムにつきましては、行政デジタル推進課にて年度末に翌年度利用者の申請を受理し、システム利用権限の付与処理を実施しております。また特に退職者につきましては、生体情報の削除を人事課立会いのもと実施し、不適切なアクセスがされないよう徹底しております。</p> <p>一方、年度途中で退職者が出了た場合など、IDが不要になった際は「越谷市情報セキュリティ対策基準」に基づき、年度末を待たずして、システムを利用する職員からシステム責任者へ通知をすべきところ、その運用が徹底されておりませんでした。</p> <p>今後につきましては「越谷市情報セキュリティ対策基準」に則った運用が適切に行われるよう適宜府内に周知を行い、年度途中・年度末に関わらず適切なタイミングでユーザーIDリストの棚卸を実施してまいります。</p>	改善済

II. 各論

1.個人住民税システム

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
16	65~66	指摘3	資料の保存について	行政デジタル推進課	行政デジタル推進課は、システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	新規システムを導入する場合は、各種資料について保存期間終了時期に継続して保管するか破棄するかを随時確認し、必要資料を適切に保管してまいります。	改善済
17	66~67	指摘4	ユーザーIDリストの棚卸について	行政デジタル推進課	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	行政デジタル推進課で所管する基幹業務系システムにつきましては、行政デジタル推進課にて年度末に翌年度利用者の申請を受理し、システム利用権限の付与処理を実施しております。また特に退職者につきましては、生体情報の削除を人事課立会いのもと実施し、不適切なアクセスがされないよう徹底しております。 一方、年度途中で退職者が出了場合など、IDが不要になった際は「越谷市情報セキュリティ対策基準」に基づき、年度末を待たずして、システムを利用する職員からシステム責任者へ通知をすべきところ、その運用が徹底されておりませんでした。 今後につきましては「越谷市情報セキュリティ対策基準」に則った運用が適切に行われるよう適宜府内に周知を行い、年度途中・年度末に随わらず適切なタイミングでユーザーIDリストの棚卸を実施してまいります。	改善済

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
18	68~72	意見14	運用保守契約と業務委託契約との契約の分離について	行政デジタル推進課	情報システムの導入元のソフトウェア会社に対して、運用保守契約と業務委託契約を一括して契約している場合、所管課は、業務委託契約の金額の適正性、削減及び説明責任の観点から、運用保守契約と業務委託契約との分離を検討する必要がある。	当該システムの業務委託においては、各種税額計算処理やデータ取込作業など、通常職員が画面上操作できないシステムの内部処理を委託しております。 誰もが操作できるように改修を行ったとしても、専門知識が必要になる作業であることには変わらず、処理を誤った場合の影響も大きいことから、マニュアルを用意して単純作業を委託するものとは性質を異にするものであり、分離は難しいものと考えております。	現状維持
19	73~74	意見15	運用保守契約と機器賃貸借契約との契約の分離について	行政デジタル推進課	情報システムの導入元のソフトウェア会社に対して、運用保守契約とハードウェア機器の賃貸借契約を一括して契約している場合、所管課は、ハードウェア機器の賃貸借契約の金額の適正性、削減及び説明責任の観点から、運用保守契約とハードウェア機器の賃貸借契約との分離を検討する必要がある。	令和4年度より委託事業者側の機器賃貸借の終了に合わせ、入札による市側での機器賃貸借に切り替えており、令和7年度までに全て市側の機器賃貸借となるよう計画して進めております。	改善済
20	75	意見16	機器賃借契約の金額の妥当性について	行政デジタル推進課	情報システムの導入元のソフトウェア会社に対して、運用保守契約とハードウェア機器の賃貸借契約を一括して契約している場合、所管課は、ハードウェア機器の賃貸借契約の金額の適正性を市場価格との比較により検討するとともに、その削減及び説明責任の観点から、運用保守契約とハードウェア機器の賃貸借契約との分離を早急に進める必要がある。	令和4年度より委託事業者側の機器賃貸借の終了に合わせ、入札による市側での機器賃貸借に切り替えており、令和7年度までに全て市側の機器賃貸借となるよう計画的に進めております。	改善済

2.内部事務システム

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
21	79~80	意見17	企画提案方式における委託業者の参加者数について	行政デジタル推進課	基幹業務システムのような多額の情報システムの導入には、入札業者が少ない場合には、価格の高止まりや機能面での制約等のリスクがあるため、できるだけ多くの委託業者が企画提案に参加することができるような工夫を検討する必要がある。	「越谷市プロポーザル方式事務マニュアル」を基に契約事務を行っております。 入札者数が少ない場合には、仕様書の内容変更等により入札者数を増やすことができるのではないかとのご指摘につきましては、事前のRFI(「Request For Information」の略。システム導入等の際に発注候補の事業者に情報提供を依頼すること)によって、ある程度のリスク回避は可能と考えております。	現状維持
22	80~81	指摘5	ユーザーIDリストの棚卸について	行政デジタル推進課	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	行政デジタル推進課で所管する内部事務システムにつきましては、行政デジタル推進課にて年度末に翌年度利用者の申請を受理し、システム利用権限の付与処理を実施しております。また特に退職者につきましては、生体情報の削除を人事課立会いのもと実施し、不適切なアクセスがされないよう徹底しております。 一方、年度途中で退職者が出了場合など、IDが不要になった際は「越谷市情報セキュリティ対策基準」に基づき、年度末を待たずして、システムを利用する職員からシステム責任者へ通知をすべきところ、その運用が徹底されておりませんでした。 今後につきましては「越谷市情報セキュリティ対策基準」に則った運用が適切に行われるよう適宜庁内に周知を行い、年度途中・年度末に随わらず適切なタイミングでユーザーIDリストの棚卸を実施してまいります。	改善済

3.RPA

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
23	84	意見18	ライセンス管理について	行政デジタル推進課	RPAの有効活用の観点から、行政デジタル推進課及びユーザー部門である所管課は、職員へのRPAライセンスの付与状況だけではなく、その利用の有無や程度についても確認する必要がある。	<p>ライセンスの付与状況は払い出しの度に確認を実施しております。</p> <p>また、ライセンスの利用状況については、半期ごとの報告にて、確認しております。RPAの利用が認められないライセンスについては所属ヘビアリングを実施した上で引き上げを行い、提供事業者に対しても払い戻し処理を申請し、管理簿への記録を行っております。</p> <p>現行製品はライセンスがデバイスごとに付与されるものであることから、機械的に利用の有無や程度を集計することはできず、ユーザーから報告を受ける方法以外では確認が取れない状況となっております。</p> <p>次期RPAライセンスの選定時(現時点では令和9年を想定)にはユーザーの利用状況を確認できるような仕様のものを調達条件に加えるよう、検討してまいります。</p>	検討中
24	85	意見19	RPAの導入による費用削減効果の活用について	行政デジタル推進課	RPAの導入・活用の達成目標である職員の事務負担の軽減の実現について、具体的な数値や内容について、説明できるような仕組みの構築が必要である。また、職員の事務負担の軽減の実現によって得られる効果(事務作業時間削減等)は、既存事務の事業拡大や高度化、新しい市民サービスの創出につなげることが必要である。	<p>RPA導入以後、RPAが代替した作業を職員が実施した場合の事務作業時間について、定量的に算出したものを「事務作業の削減時間」と定義し、定点的・継続的な効果測定を実施してまいりました。</p> <p>上記の時間のすべてが単純な事務削減時間の効果となるわけではなく、職員の事務負担の軽減による定性的な効果も含むことを認識しております。</p> <p>本件については定量面、定性面の両側面から適正に管理できるよう対応してまいります。</p>	現状維持

4. 庁内系ネットワーク

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
25	89	指摘6	ユーザーIDリストの棚卸について	行政デジタル推進課	<p>所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されること及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。</p>	<p>行政デジタル推進課で所管する庁内LANネットワーク、基幹業務系システム、内部事務システムにつきましては、行政デジタル推進課にて年度末に翌年度利用者の申請を受理し、システム利用権限の付与処理を実施しております。また特に退職者については、生体情報の削除を人事課立会いのもと実施し、不適切なアクセスがされないよう徹底しております。</p> <p>一方、年度途中で退職者が出了た場合など、IDが不要になった際は「越谷市情報セキュリティ対策基準」に基づき、年度末を待たずして、システムを利用する職員からシステム責任者へ通知をすべきところ、その運用が徹底されておりませんでした。</p> <p>今後につきましては「越谷市情報セキュリティ対策基準」に則った運用が適切に行われるよう適宜府内に周知を行い、年度途中・年度末に関わらず適切なタイミングでユーザーIDリストの棚卸を実施してまいります。</p>	改善済
26	90	意見20	ライセンス管理について	行政デジタル推進課	<p>ライセンスの有効活用の観点から、行政デジタル推進課及びユーザー部門である所管課は、職員へのライセンスの付与状況だけではなく、その利用の有無や程度についても確認する必要がある。</p>	<p>端末導入時よりライセンスの利用申請があつたものに関して、付与の管理はしていたものの、利用の有無や程度については管理ができておりません。</p> <p>過去にライセンス費用の軽減を目的としてライセンス数の削減を行いましたが、利用実態に即した割り当てができず職員から不満の声が上がっていました。これはライセンスの利用実態を正確に把握する仕組みが備わっていないことに起因しております。</p> <p>今後につきましては、ライセンスの利用実態を把握する仕組みを整備し、把握した内容を基に適切な割り当てを行う運用を検討してまいります。</p>	検討中

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
27	90	意見21	LANの管理について	行政デジタル推進課	LANは、有形の財産であることから、ノートパソコン等の備品と同様に、物品台帳に計上し、適切に現物管理する必要がある。また、財務諸表では、貸借対照表の固定資産として計上すべきである。	本市ではLANの管理について、委託もしくは提供を受けているサービスの一部として捉えていたため、各種台帳には計上しておりませんでした。 現行のものについては順次整理していく、次期切替時(現時点では令和9年を想定)には計上できるよう検討してまいります。	検討中

5.災害情報管理システム

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
28	93	意見22	ユーザーの範囲について	危機管理室	被害報告及び避難所関連情報の速報性・緊急性を考慮すると、一次情報提供者数は多いことが望ましいため、越谷市立病院、越谷・松伏水道企業団、東埼玉資源環境組合の組織に勤務している職員もユーザーの範囲に含めることができるかを検討すべきである。	非常勤職員を含む全職員が本システムのアカウントを有していることから、一次情報提供者数は充分に確保できているものと考えております。 別組織の職員にアカウントを付与すると、管理が煩雑になる等の問題も生じることから、現状維持とします。	現状維持
29	94	意見23	システムの使用年数について	危機管理室	システムの導入に当たっては、ライフサイクルコストを考慮したシステム投資計画を立案すべきである。	本システムは8年以上前に導入したものであり、多少の改修は施しているものの、一部機能は時代に合わなくなってきております。これを受けて、システムの入替えを検討しておりますが、あらゆる部署が利用するシステムであることから、関係部署と調整しながら慎重に検討してまいります。 ライフサイクルコストを考慮し、機能の選別を徹底した上で、令和8年度のシステム導入を目指してまいります。	検討中

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
30	94	意見24	運用保守契約に基づく作業内容の確認について	危機管理室	運用保守契約についての委託先の作業内容の確認や改善要望の適切な処理のため、保守運用の状況について、委託先のソフトウェア会社より月次で書面による確認書を受領すべきである。	月次の定例会において、運用保守作業に関する報告を口頭で受けるとともに、それらの内容を議事録として書面で受領しております。	改善済
31	95	意見25	運用保守契約の費用の内容の確認について	危機管理室	保守運用に係る費用については、その内容が不明であることが多いため、運用保守契約の委託先の作業内容及び対応範囲を確認し、それらを明らかにすべきである。	委託先へヒアリング等を行い、運用保守契約の作業内容及び対応範囲を明確にし、令和7年度の契約で仕様書に反映してまいります。	検討中
32	95~96	指摘7	システム障害報告について	危機管理室	災害情報システムにシステム障害が発生した場合、当該システムの重要性を考慮して、所管課は、保守運用委託先から、その後の対応についての検討結果を速やかに確認すべきである。	システム障害が発生した場合の対応につきましては、書面で報告を受けております。	改善済
33	96~97	指摘8	ユーザーIDリストの棚卸について	危機管理室	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	会計年度職員を除く全職員にアカウントを付与していることから、毎年4月上旬に4月1日時点の人事データをもとにユーザーIDの削除・新規登録を行っております。また、年度内に退職者や異動者が生じた場合、都度IDの削除等を実施しており、さらに、年度内に一回以上、人事課から受領する退職者情報をもとに、利用権限がないIDの削除を実施しております。	改善済

6.公共施設マネジメントシステム

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
34	100～101	意見26	追加機能の金額の根拠について	公共施設マネジメント推進課	情報システムの導入に際し、追加機能の決定が行われた場合、所管課は、当該追加機能の必要性、見積金額の適正性について、その適正性を検討した資料を残すべきである。	当該システムの追加機能につきましては、必要性、重要性を精査し、委託業者と協議のうえ決定するとともに、検討した際の資料や経過を残してまいります。	改善済
35	101	意見27	運用保守契約における要望事項について	公共施設マネジメント推進課	運用保守契約における要望事項については、委託先に対して速やかな対応を要請するとともに、所管課でも速やかな対応をすべきである。	運用保守契約における要望事項につきましては、引き続き、委託業者へ速やかな対応を要請してまいります。対応の進捗につきましては、月次の報告書による管理の中で、確認してまいります。なお、対応中となっているものはございません。	改善済
36	101～102	意見28	運用保守報告会の開催について	公共施設マネジメント推進課	所管課は、運用保守契約の委託先に対して、仕様書に従って、運用保守報告会の定期的な実施を求めるべきである。	軽微なものや緊急性がある報告につきましては、引き続き、メールや電話にて行うとともに、当該システムの運用に係るものに関しましては、関係課と委託業者との報告会を年2回ほど実施してまいります。	改善済
37	102～103	意見29	運用保守契約の金額の見直しについて	公共施設マネジメント推進課	所管課は、過去5年度の実績に基づき、運用保守契約についての費用対効果を検証し、必要に応じて契約内容を見直し、運用保守の作業内容の見直し等により、運用保守契約の金額の見直しを委託先に要請すべきである。	令和2～令和6年度は契約金額が同額であったため、契約前に運用保守の作業内容の見直しを行う中で、必要性、重要性を精査し、委託業者と協議のうえ、適正な金額を決定してまいります。	改善済
38	103～104	意見30	効果測定について	公共施設マネジメント推進課	所管課は、当該システムの導入の目的である公共施設の統廃合を視野に入れた長期的な視点で修繕や更新を行う際の計画(「越谷市公共施設等総合管理計画」)の作成に必要な事務処理作業時間の短縮や計画立案への効果についても、電算要望(システム構築・改修)事後効果報告書に記載すべきである。	今後、当該システム改修のために電算要望を行う際は、事後効果報告書へ当該システムを導入したことによる、越谷市公共施設等総合管理計画作成に必要なデータ整理などの作業時間の短縮や計画立案への効果について、記載してまいります。	改善済

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
39	104～ 105	意見31	将来的なシミュレーションについて	公共施設マネジメント推進課	「越谷市公共施設等総合管理計画 基本方針」に基づく公共施設の統廃合を視野に入れた長期的な視点で修繕や更新を行うための「越谷市公共施設等総合管理計画 アクションプラン」及び「個別施設計画」を作成するには、将来的なシミュレーションを行うことが必要であるため、今後のシステム更新については、上記のような将来的なシミュレーション機能の追加を検討すべきである。	当該システムでは公共施設の更新費用を試算できる機能を有しているため、令和8年度からを始期とするアクションプラン及び個別施設計画の策定にあたり、活用できるよう努めてまいります。	改善済

7.福祉総合システム

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
40	108～ 109	指摘9	資料の保存について	障害福祉課、子ども福祉課	所管課は、現在使用中の情報システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」に従い適切に保管・管理を行ってまいります。また、新システム移行後につきましては、「越谷市文書管理規程」に従い保管してまいります。		改善済

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
41	109	指摘10	ユーザーIDの棚卸について	障害福祉課、子ども福祉課	<p>所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されること及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。</p>	<p>行政デジタル推進課で所管する庁内LANネットワーク、基幹業務系システム、内部事務システムにつきましては、行政デジタル推進課にて年度末に翌年度利用者の申請を受理し、システム利用権限の付与処理を実施しております。また特に退職者につきましては、生体情報の削除を人事課立会いのもと実施し、不適切なアクセスがされないよう徹底しております。</p> <p>一方、年度途中で退職者が出了た場合など、IDが不要になった際は「越谷市情報セキュリティ対策基準」に基づき、年度末を待たずして、システムを利用する職員からシステム責任者へ通知をすべきところ、その運用が徹底されておりませんでした。</p> <p>今後につきましては「越谷市情報セキュリティ対策基準」に則った運用が適切に行われるよう適宜庁内に周知を行い、年度途中・年度末に関わらず適切なタイミングでユーザーIDリストの棚卸を実施してまいります。</p>	改善済
42	110	意見32	長期間の随意契約の根拠について	障害福祉課、子ども福祉課	<p>所管課は、長期間にわたって随意契約で一定金額をシステム使用料として支払っている場合、当該契約金額についての適切な根拠を契約締結時に確認する必要がある。</p>	<p>毎回契約前には見積精査として、作業内容・工数・費用感等について事業者を交え確認を行っております。</p> <p>直接契約時に使用しない資料であっても、契約更新時の会議記録等については今後保存を行ってまいります。</p>	改善済

8.介護保険システム

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
43	113～ 114	指摘11	資料の保存について	介護保険課	所管課は、現在使用中の情報システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	現在は、越谷市情報セキュリティ対策基準にしたがい、適切に整備・保管しております。	改善済
44	114～ 116	意見33	システムに係る契約について	介護保険課	所管課は、長期間にわたって随意契約で一定金額をシステム使用料として支払っている場合、当該契約金額についての適切な根拠を契約締結時に確認する必要がある。	市場価格との差異につきましては、契約締結時に根拠を確認するよう見直しを行っております。	改善済
45	116	意見34	機器賃借契約に含まれる消耗品について	介護保険課	機器賃借契約に消耗品の購入が含まれている場合、全庁的な購入によるボリュームディスカウントによる費用削減効果を検討する必要がある。	機器賃借契約から消耗品の購入を削除し、別途消耗品購入についての契約を結ぶよう見直しております。	改善済

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
46	116	指摘12	ユーザーIDの棚卸について	介護保険課	<p>所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されること及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。</p>	<p>行政デジタル推進課で所管する庁内LANネットワーク、基幹業務系システム、内部事務システムにつきましては、行政デジタル推進課にて年度末に翌年度利用者の申請を受理し、システム利用権限の付与処理を実施しております。また特に退職者につきましては、生体情報の削除を人事課立会いのもと実施し、不適切なアクセスがされないよう徹底しております。</p> <p>一方、年度途中で退職者が出了た場合など、IDが不要になった際は「越谷市情報セキュリティ対策基準」に基づき、年度末を待たずして、システムを利用する職員からシステム責任者へ通知をすべきところ、その運用が徹底されておりませんでした。</p> <p>今後につきましては「越谷市情報セキュリティ対策基準」に則った運用が適切に行われるよう適宜庁内に周知を行い、年度途中・年度末に関わらず適切なタイミングでユーザーIDリストの棚卸を実施してまいります。</p>	改善済
47	116～117	意見35	バッチ処理について	介護保険課	<p>外部のシステムとのデータ連携について、手作業によるデータのUSBによる受け渡しを行っている場合、個人情報セキュリティ及び業務効率化の観点から、アプリケーションプログラミングインターフェイス(API)の構築を検討する必要がある。</p>	<p>今回の指摘を踏まえ、ITベンダと協議の上、アプリケーションプログラムインターフェイス(API)の構築を検討しており、令和6年度中に可否を含めた検討の結果が得られる予定となっております。</p>	検討中

9.国民年金システム

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
48	120	指摘13	資料の保存について	国保年金課	所管課は、現在使用中の情報システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	システムを導入する際は、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって適切に整備・保管してまいります。	改善済
49	121	意見36	システム導入会社との契約について	国保年金課	所管課は、長期間にわたって随意契約で一定金額をシステム使用料として支払っている場合、当該契約金額についての適切な根拠を契約締結時に確認する必要がある。	国民年金システムの契約締結時に行う契約金額の妥当性やシステム仕様等の適切な根拠の確認方法について、次回の契約更新時までに検討してまいります。	検討中
50	121～122	指摘14	ユーザーIDの棚卸について	国保年金課	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	職員の異動等があった際、アクセス権限の変更を行政デジタル推進課に申請済みであることを確認しております。今後につきましても時期を定めユーザーIDリストの棚卸を実施してまいります。	改善済
51	122	意見37	委託業務の管理について	国保年金課	所管課は業務委託先に対する管理責任を有しているので、業務委託先の作業結果についての適切な確認を行うことが必要である。	国民年金システムの保全及び運用処理につきましては、業務委託先からの報告書をもとに、隨時、確認しております。	改善済

10.保健所総合システム

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
52	125	意見38	業務プロセスの見直し・ベンチマークの設定について	生活衛生課	情報システム導入・改修の効果測定を行っていない場合でも、情報システムの更新が予定されているときには、業務プロセスの見直し・ベンチマークの設定を行い、システムのより効率的かつ経済的な運用を図る必要がある。	令和6年度中のシステム更新に当たり、業務プロセスの見直し・ベンチマークの設定などをを行い、システムのより効率的かつ経済的な運用を図ってまいります。	検討中
53	125～126	指摘15	ユーザーIDの棚卸について	生活衛生課	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	異動した職員の保健所総合システムの権限がないことを行政デジタル推進課に確認しております。	改善済
54	126	意見39	システムの保守契約について	生活衛生課	所管課は、過去5年度の実績に基づき、運用保守契約についての費用対効果を検証し、必要に応じて契約内容を見直し、運用保守の作業内容の見直し等により、運用保守契約の金額の見直しを委託先に要請すべきである。	令和6年度中のシステム更新に当たり、更新後の新システムにおける運用保守契約の内容及び金額等の見直しについて、委託先と検討してまいります。	検討中
55	126～127	意見40	リース契約の内容の検討について	生活衛生課	情報システムのリース契約期間が終了し、その更新が行われる場合、所管課は、当該リース契約の内容を確認する必要がある。	令和6年度中のシステム更新に当たり、リース契約の見直しを行い、更新後の新システムにおいては業務系端末のリースは行わず、各職員の情報系端末からシステムを利用できるようになる予定となっております。今後契約する際は、内容の確認を行ってまいります。	改善済

11.融資システム

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
56	130～131	指摘16	システムの所管課の明確化について	経済振興課	情報システムについては、「越谷市情報セキュリティ対策基準」に基づき、システム責任者を明確にする必要がある。システム責任者は、所管する情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する(「越谷市情報セキュリティ対策基準」1(6)①情報システム責任者。)とされていること、また契約は情報システムの開発、設定の変更、運用、見直し等における重要な要素となる行為であることを鑑みれば、情報システムに関する契約については、原則として所管課が行うべきである。	情報システムにつきましては、令和7年度に新システムに移行する予定があるため、その際は経済振興課が契約を行うよう検討してまいります。	検討中
57	131～132	指摘17	資料の保存について	経済振興課	所管課は、現在使用中の情報システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	情報システムにつきましては、令和7年度に新システムに移行する予定があるため、その際は導入時の各種資料を11年以上の保存期間とし、システム使用中は保存してまいります。	改善済
58	132	意見41	データバックアップについて	経済振興課	所管課は、「越谷市情報セキュリティポリシー」に基づき、年度内の1回のみならず、定期的なバックアップデータの保存を行うべきである。	バックアップにつきましては、令和5年10月に行われた総合行政システム更改以降、保守事業者が月～金の20時に日次バックアップを行っております。	改善済

12.都市計画支援システム

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
59	136～ 137	意見42	再リース・再々 リース契約の 期間について	都市計画課	情報システムの導入に必要な情報機器のリース契約及びその再リース契約については、当該システムの当初の導入計画(必要な情報機器の調達可能性を考慮したもの)と整合する期間で行うことが必要である。	本件は、計画期間内での機器調達に向け、納品可能時期の確認など、前年度より準備を進めておりましたが、新型コロナウイルスの影響による半導体不足のため、急遽、予定期日までに機器の調達ができなくなり、現行機器の再リース契約を行ったものです。 契約手続につきましては、入札における競争性の確保や会計年度独立の原則、予算成立に議会の議決を要することなどが地方自治法に定められており、これらを遵守する必要があります。今後も関係法令を遵守し、可能な範囲の中で社会情勢を踏まえた情報収集に努めるなど、計画的な必要機器の導入に努めてまいります。	現状維持
60	137～ 139	意見43	再リース手続 について	都市計画課	再リース契約を行う場合、当該契約は、随意契約となるため、所管課は、当該契約金額の妥当性を検討した資料を根拠資料として、作成・保存する必要がある。	今後、再リース契約を行う場合は、金額の妥当性を検討するために行った作業記録を残すなど、根拠資料の作成及び保存に努めてまいります。	改善済

13.図書館システム

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
61	142	指摘18	ユーザーID棚卸表と所属一覧との不整合について	図書館	所管課は、定期的なユーザーID棚卸結果に基づき、ユーザーID棚卸表と所属一覧との整合性を確認し、不整合があれば、必要な修正を行う必要がある。	図書館及び図書室のユーザーID一覧表と、所属一覧の照合を定期的に行うほか、人事異動等によりユーザーに変更が生じた場合は速やかにシステムアカウントの停止及び追加、ユーザーID一覧表を修正してまいります。なお、図書室の指定管理者から人事異動の連絡が漏れた場合を考え、指定管理者にも毎年度、所属一覧とユーザーID棚卸表の照合を依頼してまいります。	改善済
62	143	指摘19	ユーザーIDリストの棚卸の実施について	図書館	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	年度当初の人事異動によるIDの追加と削除を行った後、図書館の電算担当責任者及び図書室の指定管理者で、ID一覧表と所属一覧を再度照合し、利用されていないユーザーIDの放置を防ぐよう対策してまいります。	改善済
63	143	意見44	アンケート形式等によるヒアリングについて	図書館	電子図書館・図書館システムについて、システム評価としてのアンケート形式等による要望のヒアリングを行って、利用者や職員から広くフィードバックを得てその結果を分析することは、システム及び委託業務の品質を評価する上で有用と考えられる。	利用者に対し、アンケート形式等によるヒアリングを実施することは、対象者の年代及びシステム操作の習熟度の幅が広く、結果の分析が困難であること、また個別の要望をシステムの改善に直接反映させられることから実施しておりません。現行のシステムベンダーは、システムをバージョンアップする際にユーザーからの意見を参考にしているため、図書館利用者及び職員からのシステムに対する要望につきましては、図書館の電算担当が取りまとめ、継続して伝達してまいります。	現状維持

14.学事システム

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
64	147	指摘20	ユーザーID権限付与手続の改善について	学務課	他の課へ異動等により本来ユーザーIDを削除すべき者が発生した場合、所管課は、情報漏洩や不正に利用されるリスク等を考慮して、当該ユーザーIDを速やかに削除すべきである。	職員の産休・育休に伴い令和6年1月に、人事異動に伴い令和6年3月に、それぞれ行政デジタル推進課にユーザーIDの削除を依頼いたしました。今後につきましても、ユーザーIDを削除すべき事象が発生した際には速やかにユーザーID削除を依頼してまいります。	改善済
65	147～148	指摘21	ユーザーIDリストの棚卸の実施について	学務課	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、時期を定めユーザーIDリストの棚卸を実施してまいります。	改善済
66	148	意見45	ユーザーID付与の範囲について	学務課	ユーザーIDの付与については、実際に本システムを利用する可能性について十分に検討し、情報漏洩や不正に利用されるリスク等を考慮して、限定的に行うことが望まれる。	ユーザーIDの付与につきましては、実際に本システムを利用する可能性について十分に検討し、利用者数を見直すこととしております。それに伴い、学務課教職員担当及び小中一貫校整備室職員の権限解除について、令和5年11月に行政デジタル推進課に依頼しております。	改善済
67	149	指摘22	資料の保存について	学務課	所管課は、現在使用中の情報システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	現在使用中の情報システムの導入時の各種資料のうち、当課が現在保管している資料につきましては、当該システムを継続的に使用している期間において、適切に整備・保管するよう運用を見直しております。	改善済

15.学校系システム・ネットワーク

通し番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
68	152	指摘23	職種の登録について	教育センター	情報システムのユーザーIDの登録について、所管課は、当該ユーザーIDの職種と実際の職種とが整合するように登録する必要がある。	ユーザーIDの職種と実際の職種について整合性が取れるよう、一覧表を作成して登録するようにしております。	改善済
69	153	指摘24	ユーザーIDの棚卸の実施について	教育センター	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	毎年5月末時点で教職員一覧を学務課から受領し、6月中に実際に登録した内容と相違がないか確認作業を行う運用にしております。	改善済
70	153～154	指摘25	資料の保存について	教育センター	所管課は、現在使用中の情報システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	今後、システム開発当初の契約関連の資料につきましては、システム使用中、特に重要なものとして保存期間を11年以上とすることとしております。	改善済
71	154	意見46	運用保守契約の金額の見直しについて	教育センター	所管課は、過去5年度の実績に基づき、運用保守契約についての費用対効果を検証し、必要に応じて契約内容を見直し、運用保守の作業内容の見直し等により、運用保守契約の金額の見直しを委託先に要請することが望まれる。	運用保守契約について、費用対効果の検証や、運用保守の作業内容、契約内容の見直し等により、運用保守契約の金額の見直しを委託先に要請することを令和7年度当初契約より検討してまいります。	検討中